

## 各府省の研究開発評価指針における国の研究開発評価に関する大綱的指針改定を踏まえた対応状況一覧(平成22年1月現在)

府省等	内閣府	文部科学省	経済産業省	厚生労働省	農林水産省	総務省	国土交通省	環境省	防衛省
評価指針の名称	国の研究開発評価に関する大綱的指針	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針	経済産業省技術評価指針	厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針	農林水産省における研究開発評価に関する指針	総務省情報通信研究評価実施指針	国土交通省研究開発評価指針	環境省研究開発評価指針	防衛省研究開発評価指針
制定年月日	平成20年10月31日	平成21年2月17日	平成21年3月31日	平成21年12月28日	平成18年3月31日	平成21年10月29日	平成14年6月	平成21年8月28日	平成21年8月1日
制定者	内閣総理大臣決定	文部科学大臣決定	産業技術環境局長決定	大臣官房厚生科学課	農林水産技術会議決定	情報通信国際戦略局長	事務次官	総合環境政策局長決定	防衛大臣
制定経緯	総合科学技術会議意見具申(H20.10.31)	科学技術・学術審議会建議(H21.1.23)	産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会承認(H21.1.28)	厚生科学審議会科学技術部会承認(H21.12.25)	農林水産技術会議評価専門委員会承認(H18.3.13)	情報通信技術の研究開発の評価に関する会合(大臣官房総括審議官主催私的懇談会)承認(H21.7.29)	省内検討	環境研究技術推進会議(大臣官房審議官主催省内連絡会)承認(H21.7)	省内検討
大綱的指針改定との関係	-	現行大綱的指針の決定を受けて改定	現行大綱的指針の決定を受けて改定	現行大綱的指針の決定を受けて改定	旧大綱的指針(H17.3.29)を反映。現行大綱的指針を踏まえた改定を検討中。	現行大綱的指針の決定を受けて改定	旧大綱的指針(H13.11.28)を反映。H21年度末までに現行大綱的指針を踏まえて改定予定。	現行大綱的指針の決定を受けて改定	現行大綱的指針の決定を受けて改定
大綱的指針への対応状況①: 改定のポイント	(1)評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民社会への還元を迅速化								
	①評価結果を次の研究開発に切れ目なくつなげるために、事後の評価を終了前に実施	○ (施策の事後の評価を終了前に行うかは任意)	○	○ (課題の評価についてのみ記載)	○ (課題の評価についてのみ記載)	○ (課題の評価についてのみ記載)	△	○	- (分野の特性上研究開発を切れ目なく実施)
	②評価結果の研究開発制度・機関間での相互活用等を推進	○	○	○	△	○	△	○	- (分野の特性上評価結果の相互活用が想定されない)
	(2)被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化								
	①被評価者が事前に明確に立てた目標に対して達成度を自己点検し、評価者が確認	○ (課題の評価についてのみ明記)	○	○	○	○ (課題及び施策の評価についてのみ明記)	△	○ (課題及び施策の評価についてのみ明記)	○ (課題の評価についてのみ明記)
	②副次的な効果を含めた成果を評価	○	○	○	△	○	△	○	○
(3)研究開発の国際水準の向上や国際競争力強化の観点からの評価を重視									
①目標や成果を国際的な水準に照らして評価	○	○	○	○	△	○	△	△ (国際比較が必須の分野のため敢て明記せず)	
②海外の専門家を評価者として活用	○	○	○	○	△	○	△	-	
対応状況②: 対象別評価の実施	指針の適用の範囲	本省が実施する研究開発を対象。大学・独法等に対しては参考。	本省が実施する研究開発を対象。独法等が実施する研究開発課題は対象外。研究者等の業績は対象外。	本省、国研、独法等が実施する研究開発(研究委託等、自ら実施)について、施策名、課題種別、機関名を明記し、幅広く対象とする	研究開発施策(産学官連携等各種目的によるもの)及び研究開発課題(委託プロジェクト、競争的研究資金制度、指定試験事業等)を対象	国費による研究開発を対象。独法等が実施する研究開発は対象外だが、期待する方向性を示すため、記載。	国費による研究開発(省及び資金配分機関による研究委託等、国研等自らによる実施)を対象。独法等が実施する研究開発は対象外。	省及び国研が実施する研究開発(研究委託等、自ら実施)を対象。独法等が実施する研究開発課題は対象外。機関及び研究者等の評価は国研のみ対象。	技術開発項目及び10億円以上の技術研究項目等を対象(課題ごと及び複数課題をまとめた分野ごとの両方で評価)。
	研究開発課題	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり
	研究者等の業績	実施方法の記載あり	実施方法の記載なし	実施方法の記載あり	実施方法の記載なし	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	-
	研究開発機関等	実施方法の記載あり	実施方法の記載なし	実施方法の記載あり	実施方法の記載なし	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり
	研究開発施策	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり	実施方法の記載あり
対応状況③: 評価の実施時期	開始前の評価	○	○	○ (緊急時の行政的要請によるもの等は任意)	○	○	○	○	○ (課題のみ)
	終了時の評価	○ (施策については事後の評価を終了前に行うかは任意)	○	○	○ (施策は終了後に実施。課題は終了前の実施も可。)	○	△	○	○
	中間評価	○	○	○	○	○	○	○ (課題については任意)	○
	追跡評価	○	○	○ (行うかは任意)	○ (課題のみ)	○ (課題のみ)	△	○	○ (課題のみ)
対応状況④: 評価結果の取扱い	(1)評価結果の活用	○	○	○	○	○	○	○ (課題、機関及び施策のみ)	○
	(2)国民への積極的な発信	○	○	○	○	○	○	○	○

注1)大綱的指針への対応状況について、「○」は指針の趣旨が反映されている又は内容が同様であることを、「△」は指針の趣旨とは異なる又は別の内容であることを、「-」は当該研究分野の特性等により指針に基づくのが困難であることを示す。

注2)本資料は、内閣府が各府省の評価指針の内容をもとに作成したものである。